

「テレワーク」「兼業・複業」「病気治療と仕事の両立」等のポイント

東京大学社会科学研究所 水町勇一郎

1. 「テレワーク」

- 働く側も働かせる側も安心してその利用・普及を図ることができる環境の整備
 - ・ 情報通信機器を利用した労働時間の把握・管理のあり方
 - ・ GPS の利用等をめぐる労働者のプライバシー保護のあり方
- ＝ 法的ルールの整備と明確化
- 業務委託・個人請負など非雇用型のテレワーク等
 - ・ 家内労働法の適用拡大など実態に応じた法的枠組みの整備について検討

2. 「兼業・複業」

- 裁判例・学説→「使用者は競業行為や本務への支障などやむを得ない事由がない限り労働者の兼業・副業を制限できない」という法的ルールの明確化
- 複数の仕事で生計を立てている人が社会保険に加入できないという状態の解消
 - ＝ 社会保険の適用要件における労働時間の合算について検討

3. 「病気治療と仕事の両立」

- 障害者雇用促進法上の位置づけの明確化
 - ＝ がん等の継続性のある病気にかかり、その病状や治療のために仕事上相当の制限を受ける者も、同法の適用対象である障害者（「心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け（る）者」等）に該当しうるものとして、同法の差別禁止、事業主による合理的配慮の対象とすること等について検討

4. 「多様な就業形態」「多様な選考・採用機会の提供」「女性リーダーの育成」等

- 女性活躍推進法、若者雇用促進法で縦割りとなっているデータベースの統一・充実
 - 学生や転職希望者が、より簡単にわかりやすい形で、これらの項目に関する企業情報を見ることができる環境の整備＝企業情報の「見える」化の推進
- その他、認定マークの普及、公共調達における優遇の拡大など、前向きな取組みを進めている企業を支援するインセンティブ政策の強化

5. 「働き方に中立的な社会保障制度・税制」等

- 税制上の配偶者控除制度の見直し
- 社会保険のさらなる適用拡大
- 企業の配偶者手当制度の見直し

以 上